

受付期間が1ヶ月間延長されました

新築注文・分譲住宅
(自ら居住)

グリーン住宅ポイント制度の対象住宅ではありませんか



(一財)宮城県建築住宅センター



当センターは、グリーン住宅ポイント制度の申請受付及び証明書発行業務を行います。

今回、皆様が取得なさる新築住宅が、グリーン住宅ポイント制度に該当するかどうかを、下記の手順でご確認いただき、対象となる場合は、是非当センターをご利用ください。

ポイント①:対象となる請負(または売買)契約であることを確認しましょう

契約締結日 (請負・売買)	住民票の異動を含む入居日※1 (完了報告期限) 延長	申請受付期間 延長 (申請種類で受付開始日が異なります)
令和2年12月15日 ~令和3年10月31日	ポイントの使い道が 追加工事交換:~令和4年2月15日 商品交換:~令和4年5月31日	令和3年3月29日(月) ~令和3年11月30日(火) ※2

※1 共同住宅の場合はポイント⑦をご覧ください ※2 予算がなくなった場合は前倒しで終了いたします。

ポイント②:対象となる性能の住宅であることを確認しましょう

断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4以上に適合する住宅が対象です。申請に当たっては、下記のいずれかの証明書の取得が必要となります。

性能種別	必要な証明書等 (いずれか)
A: 高い省エネ性能を有する住宅	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証、性能向上計画認定に係る技術的審査適合証、BELS 評価書 (ZEH マークまたは ZEH-M マークが表記されたもの。)
B: 一定の省エネ性能を有する住宅	設計住宅性能評価書※3、BELS 評価書※3、フラット35S 設計検査に関する通知書及び申請書 (金利Aのみ、または、金利Bで令和2年12月以前に申請されたものは不可。) 上記のいずれも無い場合「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」を取得→ポイント④をご覧ください

※3 等級の指定があります

ポイント③:発行ポイント数を確認しましょう

②の性能と下表Cの組み合わせによりポイントが決定します

C: 加点要件 (いずれか) ※4	②③の適否	ポイント数
(1)東京圏の対象地域からの移住	Aのみ	400,000
(2)18歳未満の子3人以上と同居 (令和2年12月15日または申請日時点)	Bのみ	300,000
(3)キッチン、浴室、トイレ、玄関の内の いずれか2つ以上が住戸内に複数箇所 ある。	A+C	1,000,000
(4)土砂災害特別警戒区域または建築禁止災害危険区域からの移住	B+C	600,000

※4 要件の詳細は申請の手引きをご覧ください。また、(3)は基準法上の長屋の場合は非該当です。(2戸分申請可能であるため)

ポイント④:グリーンポイント対象住宅証明書を申請しましょう

当センターで建築確認や新築瑕疵担保保険（保険法人検査を含む）をご利用の場合、または、住宅保証機構の申請代行サービスをご利用の場合は、**証明書の申請料にセット価格が適用されお得**になりますので、それぞれの申請を行った後に、証明書の発行を申請してください。

なお、証明書の申請を先に行った場合は、セット割引の対象外となります。

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書手数料一覧（消費税込）

対象	単独申請 (セット利 用無し)	建築確認・瑕疵担保保険の内※5		住宅保証機構 の申請代行サ ビス利用※6
		1点セット いずれか利用	2点セット 両方を利用	
全ての戸建住宅※6	33,000円	28,000円	23,000円	16,500円

※5 保険法人検査を含みます ※6 共同賃貸住宅の証明書申請料については、当センターウェブサイトをご覧ください。

※7 申請代行サービスについては、別紙「グリーン住宅ポイント申請サポートキャンペーン」をご覧ください。

ポイント⑤:いち早くポイントを獲得しましょう

予算には限りがあるため、ポイントを確実に獲得するためには、いち早く**ポイント発行申請を完了**することが重要です。ポイント発行を申請するためには、**①の契約書+確認済証+②または④の証明書が必要**です。揃った段階で、当センターにポイント発行申請をしてください。

ポイント⑥:ポイントを交換しましょう 延長

- 令和4年**2月15日**までに、カタログギフトの要領で登録された**商品に交換**。
- 一定の要件に適合する**追加工事代に交換**（例：エアコン設置工事。①の契約を締結した事業者が現金が振り込まれるため、**①の契約を締結した事業者が代理申請を行う必要**があります。）

ポイント⑦:完了報告を忘れずに 延長

住宅の引渡及び**住民票を異動した後**（新築共同賃貸、または、リフォームの場合は住民票の異動は不要です。）、ポイントを追加工事代に交換の場合（戸建・共同住宅とも）は**令和4年2月15日**までに、商品交換の場合は**令和4年5月31日**まで（10階建て以下の共同住宅の場合は令和4年**11月30日**まで、11階建て以上の共同住宅の場合は令和5年**5月31日**まで）に、当センターに完了報告が必要です。

なお、完了報告を忘れた場合は、発行ポイントと同額の現金を返金するよう求められます。

参考 次世代住宅ポイント制度との違い

内容	変更内容（次世代→グリーン）
対象住宅	自ら居住する新築（注文・分譲）、リフォーム→ 新築共同賃貸住宅、既存住宅の購入(リフォームとの重複利用は不可) が追加（条件の詳細は手引きを参照）
新築住宅の性能要件	フラット35S基準以上なら何区分でも可→ 断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4以上のみ （高い省エネ性能の場合は35万P→40万P）
ポイントの使い道	商品交換のみ→ 追加工事代に交換 が追加（条件の詳細は手引きを参照）
新築分譲住宅の予約	売買契約締結前に分譲業者がポイント予約可→ 予約不可 （売買契約後にポイント発行申請）
新築住宅の加点	家事負担軽減に資する設備の設置、旧耐震住宅の除却→ いずれも廃止（ポイント③が新設）

お問い合わせは

(一財)宮城県建築住宅センター 住宅保証課 TEL 022-265-3605

MAIL eco@mkj.or.jp ウェブサイト <https://www.mkj.or.jp>

20211001